

地区計画届出書 作成要領

令和3年4月

以下の書類を2部提出してください。

1. 届出書

- ・届出者の欄は、「建築主」の方を記入して下さい。法人の場合は代表者の氏名も記入して下さい。届出を出される方が建築主と異なる場合（設計事務所等）、届出者の欄の下部空白部に鉛筆で連絡先を記入して下さい。
- ・行為の着手予定日は、届出日から30日以上経過した日付となります（都市計画法第58条の2第1項）。
- ・「4. 設計又は施行方法」の欄は建物の構造（例：木造2階建）を記入して下さい。
- ・必要な項目のみ記入し、必要のない項目については記入しないで下さい。

【図面共通事項】

- ・敷地の求積図及び計算書を添付して下さい。
- ・建築物の建築面積及び延べ床面積の計算書を添付して下さい。
- ・「敷地面積の最低限度」を定めている地区において、最低限度未満の場合は、地区計画の都市計画決定以前からその面積であることが分かる資料（登記簿謄本の写し等）を添付して下さい。

2. 付近見取り図

縮尺 1/1000 程度（任意） 方位、道路、目標となる地物及び申請街区を表示

3. 配置図

縮尺 1/100 以上（都市計画法施行規則第43条の9第2項）

- ・道路又は隣地からの距離が定められている地区は、「外壁からの距離」と記入し、道路境界又は隣地境界から建築物の外壁面（壁の中心ではありません）までの有効距離を記入して下さい。
※ベランダやバルコニー、ウッドデッキ（柵があるもの）等も外壁等に含まれます。
- ・道路の種類（市道、県道等）と道路幅員を記入して下さい。

4. 平面図

各階 縮尺 1/50 以上（都市計画法施行規則第43条の9第2項）

5. 立面図

縮尺 1/50 以上、2面以上（都市計画法施行規則第43条の9第2項）

- ・形態又は意匠について定められている地区は、屋根、外壁等を計画通りに着色し、色の種類を記入して下さい。また、景観形成基準により色彩が定められている地区については、屋根、外壁等を計画通りに着色し、色の種類及びマンセル値を記入して下さい。
- ・高さの最高限度が定められている地区については、地盤面からの最高高さを記入して下さい。

6. 参考図(外構図等)

縮尺 1/100 程度

※「建築物の緑化率の最低限度」又は「かき又はさくの構造の制限」が定められている地区は、外構図が必要です。（配置図と併記しても可）

- ・建築物の緑化率の最低限度が定められている地区は、緑化（植栽や芝生等）を行う部分に着色（黄緑等）し、緑化面積の求積根拠（寸法及び計算）を添付して下さい。
- ・かき又はさくの構造の制限が定められている地区は、生垣や植栽を行う部分に着色（黄緑等）し、道路との高低差が分かるよう、敷地断面図を入れてください。（断面図上にも生垣・植栽等を記入）
- ・生垣をする場合には、植物の種類及び高さ、間隔を記入して下さい。
- ・ブロック、透過型フェンス等を併設する場合には、ブロックは設計地盤面からの高さを記入し、フェンスについては形状（格子状など）を記入して下さい。

※ 広告物の制限が定められている地区（与次郎ヶ浜地区、谷山駅周辺地区など）については、地区整備計画を参照の上、必要な図面を添付して下さい。

※ ガーデンヒルズ松陽台地区については、軒の高さの制限がありますので、短計図^{かなばかり}の添付または、立面図に記載して下さい。